

○振動規制法の規制対象となる施設（特定施設）

- (1) 金属加工機械
 - イ 液圧プレス（矯正プレスを除く。）
 - ロ 機械プレス
 - ハ せん断機（原動機の定格出力が 1kW 以上のものに限る。）
 - ニ 鍛造機
 - ホ ワイヤフォーミングマシン（原動機の定格出力が 37.5kW 以上のものに限る。）
- (2) 圧縮機（原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。冷凍機に用いるものは除く）
- (3) 土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機（原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。）
 - (4) 織機（原動機を用いるものに限る。）
 - (5) コンクリートブロックマシン（原動機の定格出力の合計が 2.95kW 以上のものに限る。）並びにコンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械（原動機の定格出力の合計が 10kW 以上のものに限る。）
 - (6) 木材加工機械
 - イ ドラムバーカー
 - ロ チッパー（原動機の定格出力が 2.2kW 以上のものに限る。）
- (7) 印刷機械（原動機の定格出力が 2.2kW 以上のものに限る。）
- (8) ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機（カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が 30kW 以上のものに限る。）
- (9) 合成樹脂用射出成形機
- (10) 鋳型造型機（ジョルト式のものに限る。）

○振動規制法の規制対象となる建設作業（特定建設作業）

- (1) くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く。）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く。）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業
- (2) 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
- (3) 舗装版破碎機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。）
- (4) ブレーカー（手持式のものを除く。）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。）

※当該作業を開始した日に終わるものを除く

○振動規制法特定建設作業の適用除外例（表13の規制が除外される場合、○印で示す）

工 事	項 目	作業時間	1日当たりの 作業時間	作業期間	作業日
(1)	災害その他非常事態発生時	○	○	○	○
(2)	人の生命又は身体に対する危険を防止するため、 特に必要のある工事	○	○	○	○
(3)	鉄道又は、軌道運行確保のための夜間工事	○	—	—	○
(4)	道路法による道路占用許可、道路交通法による道 路使用許可のある場合など	○	—	—	○
(5)	電気事業法施行規則による変電所工事	—	—	—	○